

○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	122件 〔中皮腫 90件 肺がん 21件 石綿肺 4件 びまん性胸膜肥厚 7件〕	15,908件^{※2} 〔中皮腫 11,535件 肺がん 3,296件 石綿肺 440件 びまん性胸膜肥厚 637件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	79件 〔中皮腫 69件 肺がん 10件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件〕	12,759件 〔中皮腫 10,373件 肺がん 2,131件 石綿肺 37件 びまん性胸膜肥厚 218件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの	18件 〔中皮腫 2件 肺がん 7件 石綿肺 4件 びまん性胸膜肥厚 5件〕	2,662件^{※3} 〔中皮腫 848件 肺がん 1,002件 石綿肺 401件 びまん性胸膜肥厚 411件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	25件 〔中皮腫 19件 肺がん 4件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 2件〕	487件(269件)^{※4} 〔中皮腫 314件(166件) 肺がん 163件(95件) 石綿肺 2件(2件) びまん性胸膜肥厚 8件(6件)〕

※2 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※3 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。

※4 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(2) 特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

(施行前死亡者^{※5}に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		4件 中皮腫 1件 肺がん 3件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	0件 中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件	164件 中皮腫 5件 肺がん 152件 石綿肺 2件 びまん性胸膜肥厚 5件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの	3件 中皮腫 0件 肺がん 3件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件	423件^{※8} 中皮腫 23件 肺がん 372件 石綿肺 20件 びまん性胸膜肥厚 8件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	1件 中皮腫 1件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件	38件(16件)^{※9} 中皮腫 3件(1件) 肺がん 34件(14件) 石綿肺 0件(0件) びまん性胸膜肥厚 1件(1件)

※5 施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年3月27日より前に死亡した者を指し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年7月1日より前に死亡した者を指します。

※6 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※7 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給等関係)について(通知)(令和3年3月3日環保企発第2103038号 環境省大臣官房環境保健部長通知。令和4年6月24日最終改正)」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ(<http://www.erca.go.jp>)を御覧ください。

※8 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※9 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(未申請死亡者に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		41件 (中皮腫 31件 肺がん 8件 石綿肺 1件 びまん性胸膜肥厚 1件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	24件 (中皮腫 20件 肺がん 4件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	2,041件 (中皮腫 1,549件 肺がん 450件 石綿肺 6件 びまん性胸膜肥厚 36件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※11}	10件 (中皮腫 4件 肺がん 4件 石綿肺 1件 びまん性胸膜肥厚 1件)	863件 (中皮腫 373件 肺がん 285件 石綿肺 127件 びまん性胸膜肥厚 78件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	7件 (中皮腫 7件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	89件(76件) ^{※12} (中皮腫 48件(39件) 肺がん 40件(37件) 石綿肺 1件(0件) びまん性胸膜肥厚 0件(0件))

※10 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※11 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※12 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

令和5年7月11日 石綿健康被害判定小委員会 (令和5年7月11日書面審議)
 令和5年7月19日 石綿健康被害判定小委員会 (令和5年7月19日書面審議)
 令和5年7月31日 石綿健康被害判定小委員会 (令和5年7月31日書面審議)
 令和5年8月3日 石綿健康被害判定小委員会 (令和5年8月3日書面審議)
 令和5年8月23日 第225回石綿健康被害判定小委員会